

【相談内容】

No33.道路橋定期点検要領における監視について

- 「措置」については「監視」や「重量制限の制限」または「通行止め」も措置の一つとの説明があったが、「監視」について具体的にどのような内容か助言を頂きたい。

【助言内容】

- 道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）7ページに記載されているとおり、監視は「対策を実施するまでの期間、道路橋の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的に把握すること」である。
- 具体的な事例としては、下部構造に経時的に変状が生じ続けており、地震が起こった場合、変状が急進して橋の供用安全性に重大な影響を及ぼす可能性が危惧される橋脚について、ひび割れの進展や橋脚の変位の変化等を常時モニタリングにより監視を行った例などがある。
- ただし、監視については常時監視だけでなく、定期的な監視（定期観測など）もあり、頻度等については、道路管理者において橋梁の状態を把握した上で、適切に定めることが重要
- 道路橋の機能や耐久性を維持するなどの対策と監視を組み合わせることで措置を行うことも考えられ、監視を行うときも道路管理者は適切な措置となるように検討が必要
- 監視の参考となる資料としては、下記などがある。
「監視計画の策定とモニタリング技術の活用について（参考資料） 令和2年6月
国土交通省 道路局 国道・技術課」
(URLhttps://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_1-1.pdf)